

D 1 - 1 7
5 年 保 存 (常)
(令和11年12月31日まで)
F N . D 1 - 6 - 1
鹿 交 企 第 3 4 5 号
鹿 交 指 第 9 3 号
鹿 交 規 第 1 4 5 号
令 和 6 年 8 月 2 0 日

各所属長 殿

本 部 長
担当 統計分析係 TEL 

交通事故抑止に資する交通指導取締り・最高速度規制等の更なる推進
について（通達）

平成25年12月、交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する懇談会において、交通指導取締り、最高速度規制等を更に交通事故抑止に資するものとするを目的とした「交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する提言」が取りまとめられた。これまでも、「交通事故抑止に資する交通指導取締り・最高速度規制等の推進について（通達）」（平成26年7月24日鹿交企第131号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき、提言の内容を踏まえた取組が進められてきたところであるが、関係所属にあっては、引き続き、下記の取組の着実な推進に努められたい。

なお、この通達は令和6年8月20日から施行し、旧通達は令和6年8月19日限りで廃止する。

記

1 基本的な考え方

交通事故の抑止、被害軽減を図るには、適切な最高速度規制等を実施し、交通指導取締り、交通安全教育、情報発信等により、これを遵守させるという総合的な速度管理が重要である。特に、速度管理の考え方や交通指導取締りの効果を示すなど具体的かつ分かりやすい情報発信に努め、これらについて県民の理解を深めることが必要である。

2 交通事故抑止に資する最高速度規制等

交通規制基準に即した、より合理的な交通規制となるように規制速度の見直しを引き続き推進するとともに、補助標識の活用等により最高速度規制の実施理由について運転者の理解を促進し、その遵守を図ること。

あわせて、特に高速道路における最高速度規制の遵守や追越車線の適切な利用等を促すため、道路管理者等と連携した広報啓発活動、特定車両の通行すべき車両通行帯を指定する交通規制、赤色灯を点灯させたパトカーによる警戒活動等の

推進に努めること。

3 交通事故抑止に資する交通指導取締り

(1) 交通事故分析に基づく交通指導取締り

交通指導取締りの実施に当たっては、地域の交通実態や交通事故発生状況等を十分に分析し、取締り時間・場所・体制等の取締り計画を組織的に検討すること。

また、取締りによる交通事故抑止の効果検証に基づき、取締り計画の不断の見直しを行うこと。

あわせて、分析結果等を踏まえ、無免許運転、飲酒運転等の悪質性・危険性の高い違反及び県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置き、これらの違反を行う運転者への注意喚起に結びつくような、広報と一体となった指導取締りをより一層推進するとともに、赤色灯を点灯させたパトカー等による警戒活動等の取締り以外の活動についても推進すること。

(2) 速度取締り管理の考え方の情報発信

ア 速度管理指針の策定及び情報発信

交通企画課、交通指導課及び交通規制課にあっては、本県警察の総合的な速度管理の考え方について指針（以下「速度管理指針」という。）を策定し、各所属への周知を図るとともに、県民への情報発信を行うこと。

イ 速度取締り指針の策定及び情報発信

高速道路交通警察隊及び警察署（以下「警察署等」という。）にあっては、速度管理指針が示された後、同指針に基づき、警察署等单位での速度取締り管理の考え方を事故分析等を踏まえて具体的な指針（以下「速度取締り指針」という。）として策定し、県民への情報発信を行うこと。

なお、速度取締り指針の策定要領、策定期限等については、別途通知する。

4 留意事項

上記施策に取り組むに当たっては、次の事項にも留意すること。

(1) 交通安全教育の推進

規制速度の遵守等に係る運転者教育に限らず、子どもや高齢者をはじめとする運転者以外の者への交通安全教育についても引き続き推進すること。

(2) 交通事故抑止に資する業務の適切な評価の実施

各職員が速度管理をはじめとする交通事故抑止対策の必要性を十分に理解し、自信を持って職務執行に当たることができるよう指導教養の徹底を図るとともに、交通事故抑止に資する業務に対する適切な評価を行うこと。